

備 考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

注意事項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 この届出書は、都市整備部都市計画課へ提出してください。
- 3 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- 4 この届出書には、次の図面を添付してください。
 - (1) 土地の区画形質の変更
①、⑥、⑦、⑨
 - (2) 建築物の建築、工作物の建設又はこれらの用途の変更の場合
①、②、③、④、⑤、⑨
 - (3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合
①、②、④、⑨
 - (4) 木竹の伐採の場合
①、⑥、⑧、⑨

①案内図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で、縮尺五千分の一以上のもの
②配置図	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺百分の一以上のもの
③平面図	各階平面図で、縮尺百分の一以上のもの
④立面図	二面以上の建築物又は工作物の立面図で、縮尺百分の一以上のもの
⑤詳細図	外壁の構造図で、縮尺五十分の一以上のもの 垣又はさくの立面図及び断面図で、縮尺百分の一以上のもの
⑥区域図	当該行為を行う土地の区域を表示する図面で、縮尺千分の一以上のもの
⑦設計図	設計図で、縮尺百分の一以上のもの
⑧施工図	当該行為の施行方法を明らかにする図面で、縮尺百分の一以上のもの
⑨参考図	その他参考となるべき事項を記載した図面(求積図等)